

高千穂中学校建設基本計画

令和8年7月

高千穂町

高千穂町教育委員会

第1章 計画策定の経緯

1 高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画策定の経緯

現在の高千穂中学校の校舎は、特別教室棟が昭和39年に建築されてから約60年が経過、普通教室棟が昭和53年に建築されてから約45年が経過し、建物や設備の老朽化等による修繕箇所も増加しており、教育内容の変化、充実への対応が困難になってきている。また、少子化の進展により、生徒数の減少や今後も更なる人口減少や少子化が予測されていることを踏まえると、学校規模の適正化についての検討も必要になっている。さらには、現在の学校用地は土砂災害特別警戒区域等に囲まれ、一部建物が土砂災害警戒区域に掛かっていることから、学校施設の早急な移転、建て替えが必要とされている。

高千穂町(以下「本町」という。)においては、第6次総合長期計画の基本目標3「豊かな人間性を育むまちづくり」の中で、①「学校教育の充実」、②「教育環境の充実」、③「新たな時代に対応する教育の推進」を基本方針として掲げており、教育施策において、本町教育委員会の重点施策として、「学校教育の充実」の項目の中で「学校教育施設の整備」に努めることとしている。

また、学校施設長寿命化計画では、本町の教育行政において、学校施設の今日的な課題として、人口減少や超高齢社会の到来、情報通信技術の発展、グローバル化の進展等、社会情勢が急激に変化し多くの課題がある中、学校施設のあり方として「安全性」・「快適性」・「学習活動への適応性」・「環境への適応性」・「地域の拠点化」を考慮した環境や空間等が整備された学校施設を目指している。

以上のとおり、高千穂中学校については、学校施設の現状や社会情勢の変化等を受けて、上位計画・関連計画に基づく施設を備えた、施設整備が必要になっていることから、令和5年度に地域住民の代表者、学校関係者、PTA役員、幼保小保護者代表等による「高千穂中学校移転新築検討委員会」を設置し、立地環境、造成コストや期間、通学環境などを比較検討することにより候補地を決定し、基本構想・基本計画をしたところである。

2 事業再検討の経緯

高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画をもとに、事業着手に向けての準備を進めていたが、町民の皆様への説明や意見聴取の機会が不足していたこと、検討委員会の答申とは異なる場所への要望などもあり、改めて説明と合意が必要と判断し、資料作成や追加調査等の作業を進めてきた。その後、作成した検討資料を基に、中学校建設検討委員会及び要望団体に対する中間報告会、地区別中間報告会、保護者向け中間報告会をそれぞれ開催し、また、町民アンケートの実施を通じて幅広く意見を伺ってきた。

3 候補地の再選定

事業の再検討を経て、小中一貫した「教育の充実」、将来世代への財政負担を考えた「将来の学校のあり方」と「事業費の縮小」、児童生徒の「安全性」と中学校の「早期着工・完成」など、本町の将来を見通し総合的に判断した結果、高千穂小学校隣接地を候補地として選定したところである。

【選定理由】

(1) 教育の充実

本町では、小学校と中学校の連携を深め、9年間通した教育を進めていく方針であり、その背景として、「小学校の中・高学年で一部の教科において専門の先生が授業をする仕組み」や「5年生から英語を教科として学ぶ取り組み」などが進んでおり、小学校と中学校をスムーズにつなぐ教育が求められている。

また、「小学生・中学生の交流による良い影響」や「少子化への対応」といった面からも、将来的には9年間を一体で教育する「義務教育学校」への移行も考えておく必要がある。そのため、高千穂小学校と中学校が近くにあり、「連携しやすい環境」を整えることが最も望ましいと判断した。

(2) 経済性

高千穂小学校の隣接地とすることで、「小学校施設の一部を共同利用できること」や「補助金や起債(交付税措置)を有利に活用できること」などにより、他の候補地と比べて、建設費や将来費用を抑えられる見込みである。

また、もし別の場所に中学校を建設した場合、将来、小中一体化を行う際に、再び小学校を移転する必要が生じ、二重の投資となる可能性がある。現在の高千穂小学校は平成25年建設と比較的新しく、既存施設を活かすことが最も合理的であり、今後の教育施設費を見通した場合、今回の候補地が最も経済的に優れていると判断した。

(3) 教育・通学環境

候補地は高千穂小学校に隣接しており、「教育環境」や「通学条件」とともに現在と大きく変わらず、良好な環境が確保できると考えている。

(4) 安全性

高千穂小学校隣接地は、土砂災害警戒区域外に位置しており、安全性に問題はないと判断した。

(5) 早期着工完成

移転新築にあたっては、「施設を整備するための土地利用の調整や用地取得などの業務」や「用地測量や埋蔵文化財調査などの各種調査」が必要である。高千穂小学校隣接地は、令和5年の当初検討から検討場所や考え方を変更しており、今回の候補地については、大規模な埋蔵文化財調査の可能性が低いとの見解を得ている。早期着工についても、他と比較して大きな差はなく、円滑に工事着手が可能と考えている。

4 基本計画の位置づけ

「高千穂中学校建設基本計画」は、令和5年度に高千穂中学校移転新築検討委員会が策定した「高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画」の理念及び施設整備方針を継承し、新たに選定した建設候補地における施設整備条件を整理するものである。

本計画は、今後の「基本設計」や「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。

基本計画	基本設計に必要となる与条件などを設定します。
設計者選定 (プロポーザル)	提案を求め、高千穂中学校整備に対する発想や解決方法等優れたアイデア、ノウハウを有する設計者を選定します。
基本設計 実施設計	基本設計では、高千穂小学校隣接地にできる高千穂中学校のイメージを決定し、仕様、性能、空間構成、構造計画、設備計画など実施設計に必要な事項を決定するとともに、概算工事費を算定し、予算と調整します。 実施設計では、基本設計に基づき、高千穂小学校隣接地にできる高千穂中学校の詳細な図面を作成し、工事発注のための積算を実施します。また、関係機関との協議や諸手続き、申請等を行います。

第2章 上位計画等

上位・関連計画との関係

【上位計画等】

- ・第6次高千穂町総合長期計画
- ・高千穂町公共施設等総合管理計画
- ・高千穂町学校施設長寿命化計画
- ・高千穂町教育施策
- ・高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画(案)

これらの方針を踏まえ、高千穂中学校建設事業を推進する。特に、

- ・安全・安心な教育環境の確保
- ・ICTを活用した教育環境の充実
- ・小中連携の推進
- ・地域との協働
- ・公共施設の適正配置

を新しい学校づくりの基本方針とする。

第3章 高千穂中学校の現状と課題

1 高千穂中学校の劣化状況評価

現在の高千穂中学校は、特別教室棟が建築後約60年経過、普通教室棟が建築後約45年を経過し、この間、雨漏り等による老朽化対策や施設更新等の改修工事を実施してきている。

健全度とは、建物の現状を把握し評価するため、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点数値化した評価指標である。

建物名	建築年度	築年数	屋上	外壁	内部	電気	機械	健全度
普通教室棟(南校舎)	1977	43	C	B	C	C	D	46
普通教室棟(中校舎)	1978	42	D	C	C	C	D	34
普通教室棟(中校舎)	1984	38	—	B	B	B	—	75
管理・特別教室棟	1978	42	A	C	C	C	D	41
特別教室棟	1963	57	B	C	C	C	D	39
特別教室棟(技術室)	1963	57	B	C	C	C	—	43
特別教室棟(家庭科室)	1985	35	B	C	B	B	B	65
給食室	1978	42	C	A	C	C	D	54
屋内運動場	1976	44	A	C	C	C	D	41

備考) 高千穂町学校施設長寿命化計画(令和3年3月)より抜粋

2 児童・生徒数の現況及び将来推計(令和8年4月1日現在)

(1) 本町の小学校児童数

小学校		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	学級計/人数計
高千穂	学級	1	2	2	2	2	2	2	13
	人数	26	47	38	43	54	44	6	255
押 方	学級		1		1		1	0	3
	人数	3 — 4		2 — 7		8 — 7		0	31
田 原	学級		1	1			1	1	4
	人数	1 — 7		5 — 0		8 — 2		1	24
岩 戸	学級	1	1	1	1	1	1	2	8
	人数	10	8	13	18	13	9	7	78
上 野	学級	1	1	1	1	1	1	1	7
	人数	14	9	13	9	12	7	1	65
計	学級	3	6	5	5	4	6	6	35
	人数	54	75	71	77	95	66	15	453

備考) — は複式学級

(2) 本町の中学校生徒数

中学校		1年	2年	3年	特別支援	学級計/人数計
高千穂	学級	3	2	2	2	9
	人数	74	73	79	8	234
計	学級	3	2	2	2	9
	人数	74	73	79	8	234

(3) 児童生徒数将来推計

(ア) 住民基本台帳による各小学校入学者推移と児童数推移

小学校		R9	R10	R11	R12	R13	R14
高千穂	入学者	48	32	30	21	32	23
	児童数	262	240	227	210	204	180
押 方	入学者	2	2	3	2	4	1
	児童数	26	20	16	16	18	15
田 原	入学者	5	1	2	3	3	1
	児童数	27	20	22	20	18	12
岩 戸	入学者	11	4	7	8	5	8
	児童数	80	71	60	55	47	47
上 野	入学者	8	10	9	4	6	5
	児童数	66	64	64	55	48	44
計	入学者	74	49	51	38	50	38
	児童数	461	415	389	356	335	298

(イ) 住民基本台帳による高千穂中学校生徒数推移と学年別推移

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
生徒数	218	243	242	250	231	211	210	180	174	138	139	126
学級数	7	8	8	9	9	8	8	7	7	6	6	6
1年生	67	98	77	75	79	57	74	49	51	38	50	38
2年生	78	67	98	77	75	79	57	74	49	51	38	50
3年生	73	78	67	98	77	75	79	57	74	49	51	38

3 災害リスク



	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生した場合に、建築物の損壊や住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域
	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

※高千穂町防災マップより抜粋

第4章 学校づくりの基本理念・基本方針

1 学校づくりの基本理念

学校づくりの基本理念を、上位計画に掲げる方針等を踏まえ、次のとおりとします。

Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮」するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を捉え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。また、「新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進」していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

2 学校づくりの基本方針

- (1) 『学び』 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習を実現します。①1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備、②個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備、③教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場、映像編集空間の整備に努めます。
- (2) 『生活』 新しい生活を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現します。①居場所となる温かみのあるリビング空間(小教室・コーナー、室内への木材利用)、②空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化に努めます。
- (3) 『共創』 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現します。
①地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出、
②地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化、共有化等に努めます。
- (4) 『安全』 子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現します。
①老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保、②避難所として自家発電・情報通信設備・バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化することに努めます。
- (5) 『環境』 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現します。①屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備などの導入の促進により、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を推進、②環境や地域との共生の観点から学校における木材利用を促進に努めます。

第5章 高千穂中学校の配置

1 高千穂小学校の概要

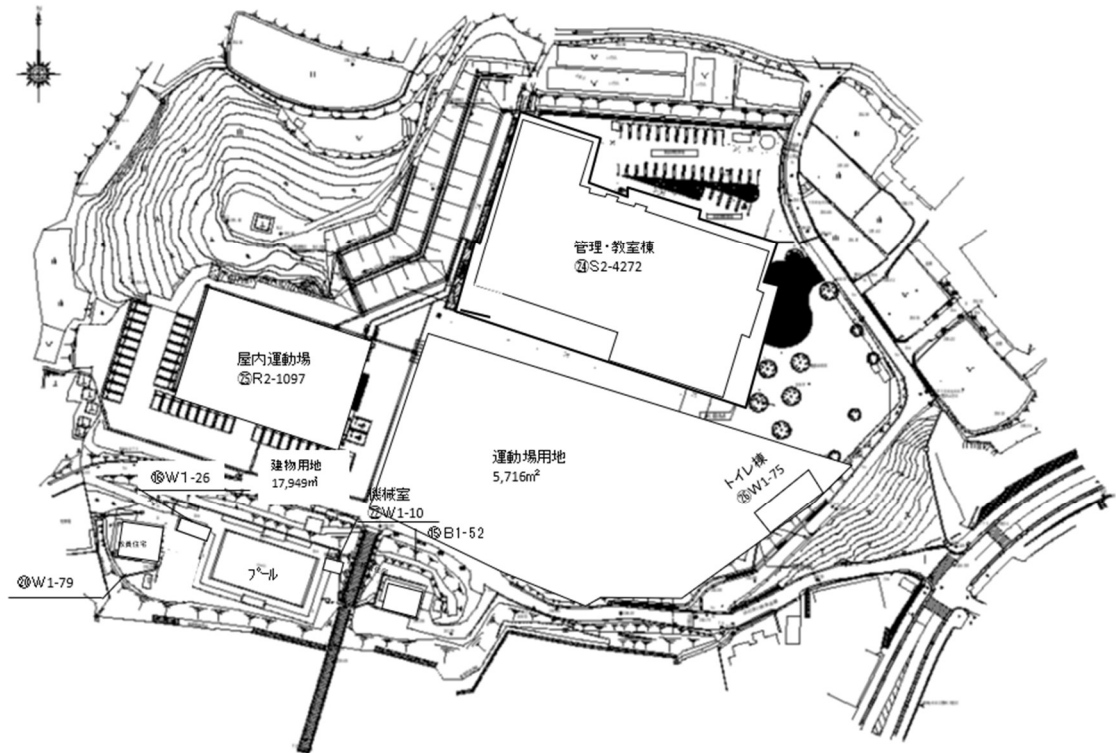
高千穂小学校は、本町中心部に位置する小学校であり、国道218号や町内主要道路からのアクセスに優れた場所に立地しています。校地内には管理・普通・特別教室棟のほか、屋内運動場やプール等が整備されており、児童の学習や学校生活を支える教育環境が形成されています。

校地は比較的ゆとりのある敷地構成となっており、運動場や駐車場が配置されています。また、高千穂中学校移転計画地に隣接していることから、新たな中学校整備後は小学校と中学校が近接した教育環境が形成されることとなります。

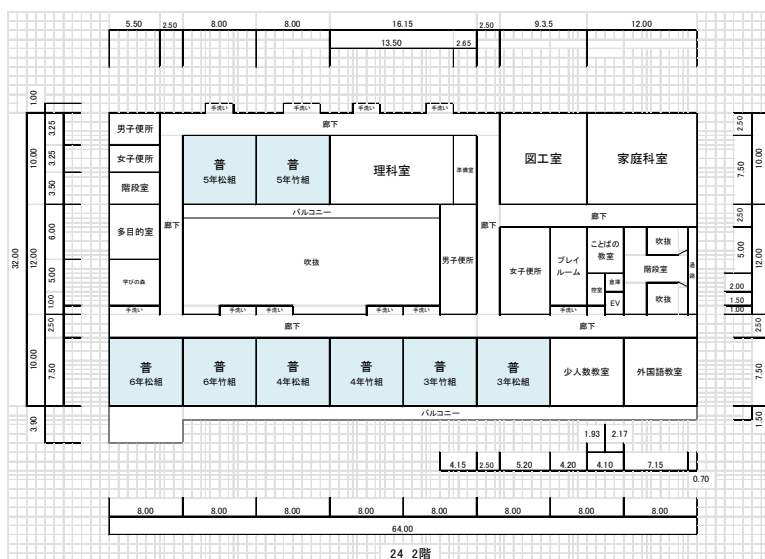
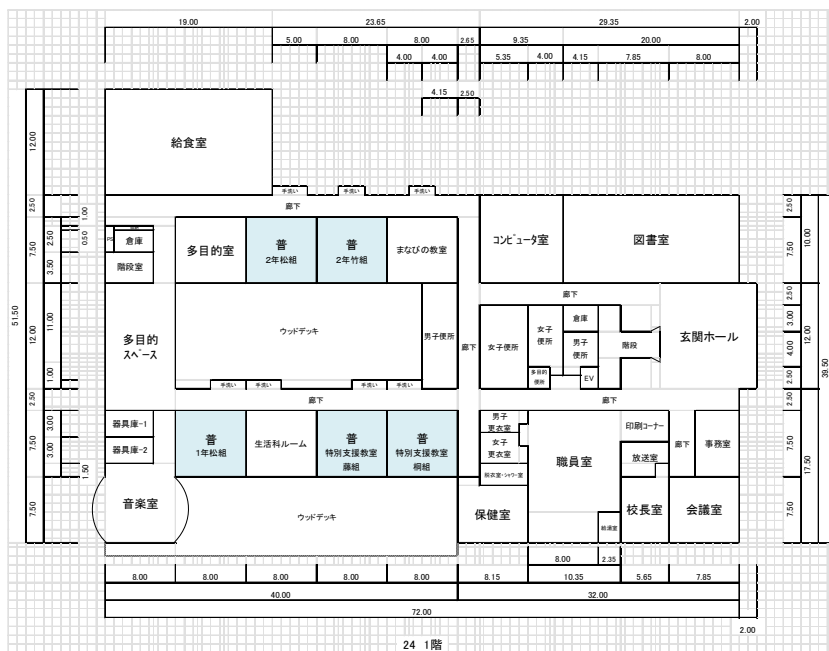
なお、校舎については、平成25年度に建て替えが完了し、かつ、適切な維持管理が行われていることから、各建築物に大きな不具合は見当たりません。

位置	高千穂町大字三田井122
管理・教室・特別室棟	平成25年5月完成 建築面積2,865.59㎡ 延床面積4,272.34㎡
屋内運動場	平成26年7月完成 建築面積1,300.96㎡ 延床面積1,097.20㎡

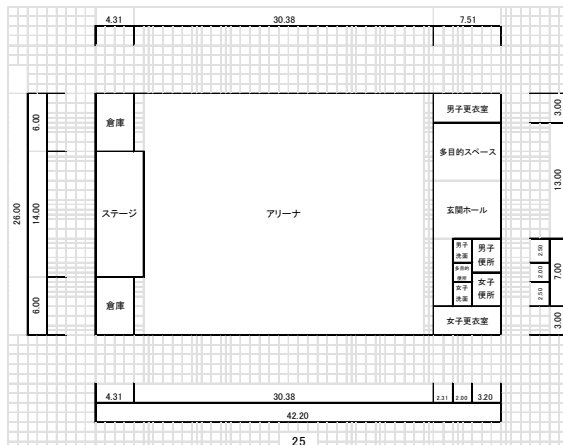
(1) 施設配置図



(2) 管理・普通・特別教室棟平面図



(3) 屋内運動場平面図

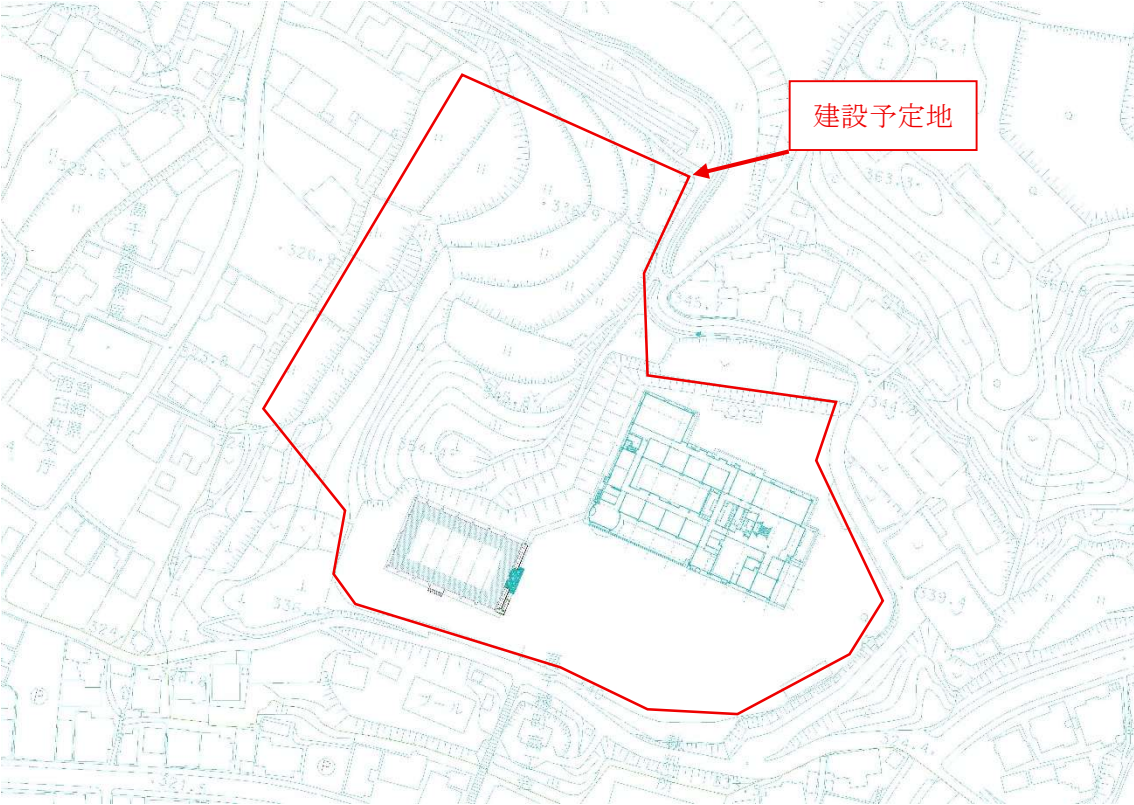


2 高千穂中学校の配置計画(案)

(1) 敷地概要

施設整備される高千穂中学校の設置予定場所は、令和8年6月議会(令和8年第2回高千穂町議会定例会)において、高千穂小学校隣接地と報告されています。

予定場所の不整形で、高低差があります。また、施設配置によって学校用地面積は変わります。



位置	高千穂町大字三田井131-1 外
面積	約29,000㎡ 令和8年度に地形測量実施
形状	不整形(小学校部分は整形) 高低差有り(小学校部分は高低差なし)
地盤	不明(今後、地盤調査を実施予定)
文化財	令和8年度に試掘調査予定
周辺状況	北側：国道218号線 東西南側：町道
法令制限	都市計画区域内

第6章 高千穂中学校の基本計画

1 本章の概要

本章は、高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画(案)における学校施設の目指すべき姿や学校施設整備の方向性に基づき、施設規模、配置計画、諸室計画、構造計画、設備計画、防犯計画に関する基本的な考え方を示すものとする。

2 施設規模

施設規模は、開校時の生徒数に応じた規模とし、生徒数の変化や維持管理等の長期的な負担を考慮しながら整備する。また、経済性を考慮し、隣接する高千穂小学校の施設を使用する。

3 配置計画の基本的な考え方

- (1) 各施設に必要とされる機能を十分に分析し、各施設がそれぞれの機能を十分に発揮することができるよう相互の配置関係に配慮して計画する。
- (2) 敷地の高低差等の特性を有効活用するとともに、自然環境や教育環境に配慮した配置計画とする。
- (3) 地域との連携を考慮し、生徒と地域との交流や学校開放を実施する際に利用しやすい動線や施設配置に配慮する。

4 諸室計画

中学校に整備する諸室等は次のとおり想定する。なお、高千穂小学校との施設の共有や将来的な生徒数を見据えた規模とする。

区分		諸室
校 舎	普通教室	普通教室、特別支援教室、多目的教室
	特別教室	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、放送室 等
	管理教室	校長室、職員室、保健室、事務室、会議室、教職員用更衣室 等
	給食関係	調理室、配膳室、調理員控室、トイレ(専用)、ランチルーム 等
	その他	昇降口・玄関、トイレ・手洗い場、生徒更衣室、廊下・階段、コミュニティスペース 備蓄倉庫 等
屋内運動場	屋内運動場	体育館、武道場、プール、更衣室、器具庫、トイレ 等
屋外施設等	グラウンド	グラウンド、部室、屋外体育倉庫、屋外トイレ(災害用トイレ)、備蓄倉庫 等
	外構等	駐輪場・駐車場、校門、通用口 等

5 構造計画の基本的な考え方

構造は、安全性、機能性、快適性に配慮するとともに、耐火性、耐水性、耐湿性、遮音性及び吸音性等を加味し、適切な工法を検討する。

6 設備計画の基本的な考え方

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において、生徒等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮して計画する。
- (2) 快適な学習環境やバリアフリーに配慮した環境等の整備を計画する。
- (3) 多様な性のあり方を理解し、より多くの生徒が快適に学べる施設環境の整備を計画する。
- (4) 自然光の利用や太陽光発電設備の設置など、省エネルギー・省資源対策に配慮した設備計画とする。
- (5) 情報教育に対応したICT環境の整備を計画する。
- (6) 災害時の避難所としての利用を考慮して計画する。
- (7) 可能な限りカーボンニュートラルに配慮した学校施設の整備を計画する。

7 防犯計画の基本的な考え方

- (1) 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意するとともに、建物等の配置上やむを得ず死角となる場所については、見守りカメラ（防犯カメラ）等の設置など、不審者等に対する防犯対策を進める。
- (2) 非常時に生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保するよう配慮する。
- (3) 生徒の通学路については周囲からの見通しの確保や見守りカメラ(防犯カメラ)等の設置など、安全で安心な通学路の整備に努める。

第7章 事業スケジュールなど

1 事業スケジュール案

工程	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	13
設計プロポーザル	■					
基本・実施・造成設計		■	■			
造成工事			■	■		
建設工事				■	■	
新校舎共用開始						■

2 各施設必要面積

(1) 義務法施行令による校舎の床面積算定

種別	面積	算定式
A 普通学級	3,829㎡	$3,181 + 324 \times (8 - 6)$
B 特別支援学級	336㎡	168×2
C 多目的教室	354㎡	$(A + B) \times 0.085$
合計	4,519㎡	

(2) 義務法施行令による屋内運動場の床面積算定

種別	面積	学級数
屋内運動場	1,138㎡	1学級から17学級まで

第8章 高千穂中学校の詳細計画

本章に示す施設規模、諸室構成及び面積については、現時点における想定であり、今後の基本設計において、配置計画、構造計画、事業費、維持管理性、教育環境及び将来的な生徒数推移等を総合的に勘案しながら詳細に検討するものとする。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令による床面積算定では、校舎4,519㎡、屋内運動場1,138㎡となる。

一方で、今後の生徒数減少を見据えるとともに、高千穂小学校との施設共用を考慮し、校舎床面積は約2,200㎡、屋内運動場は約700㎡を想定し、可能な限りコンパクトで効率的な施設整備を目指すものとする。

また、新校舎の形状はシンプルな外観を基本とするとともに、新校舎を介して高千穂小学校と屋外運動場間のバリアフリー動線を確保するものとする。加えて、内装については「高千穂町木材利用方針」に基づき、木材利用を積極的に推進するものとする。

1 所要室等

次に掲げる所要室等を、新校舎へ再編配置を図ります。

種別	所要室等名	室数	備考
教室等(教室部門)			
	普通教室	9	完成後の生徒数の推移を注視する必要がある
	特別支援教室	2	小学校との一部供用も考慮する必要がある
	多目的教室(通級指導教室など)	1	小学校との一部供用も考慮する必要がある
	特別教室		
	理科教室(準備室含む)	1	
	音楽教室(準備室含む)	0	小学校と供用
	美術教室(準備室含む)	1	
	技術教室(準備室含む)	1	
	家庭教室(準備室含む)	0	小学校と供用
	特別活動室(生徒会室など)	1	
	教育相談室	1	
	放送室	1	
	図書室	0	小学校と供用
	生徒用更衣室(男女別)	0	屋内運動場に設置
	トイレ	適宜	
	バリアフリースイール(多目的トイレ)	適宜	

職員室等(管理部門)			
	校長室(応接室)	1	
	職員室(休憩室)	1	
	事務室	1	
	保健室	1	
	会議室	0	小学校と共用
	教職員用更衣室	2	
	教職員用トイレ	2	
その他			
	多目的交流室(神楽など)	1	
	昇降口	適宜	
	玄関	適宜	
	エレベーター	1	
	備蓄倉庫	1	
	共有スペース(廊下、階段など)	適宜	
	Wi-Fi等通信設備	適宜	
	電気室・機械室	適宜	
延床面積		約2,200㎡	

2 屋内運動場

屋内運動場	室数等	備考
アリーナ	600㎡	
生徒用更衣室	2	
トイレ	2	
体育館器具庫	適宜	
延床面積	約700㎡	

3 屋外運動場

屋外運動場については、200mトラックを基本とし、生徒の体育活動及び部活動に必要な機能を確保するものとする。なお、屋外器具庫、屋外トイレその他必要な附帯施設については、施設全体の利用形態や他施設との供用を考慮しながら検討する。

4 給食室

給食施設については、高千穂小学校施設の有効活用を図る観点から、高千穂小学校給食室を約80㎡増築し、小学校及び中学校への給食提供に必要な機能を確保するとともに、衛生管理及び効率的な配膳動線の確保に配慮した施設整備を行います。